

岐阜市あけぼの会 会則

第1条 (名称及び事務局)

本会は、岐阜市あけぼの会と称し、事務局は会長に一任する。

第2条 (目的)

本会は、精神障がい者及びその家族の福祉向上を目的とする。

第3条 (事業)

本会は、その目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 懇談会・講演会・研修会等の開催
- (2) 関係機関に対する請願または陳情
- (3) 障がい者及びその家族のための相談活動
- (4) 精神障がい者について、地域住民への啓発
- (5) その他、目的の達成に必要な活動

第4条 (会員)

本会の会員は、岐阜市及びその周辺に居住する者で、次の2種類とする。

- (1) 正会員は、この会の目的に賛同した精神障がい者及びその家族
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した者

第5条 (入会)

入会しようとする者は、会長に申し出て、会費を納入する。

第6条 (退会)

退会しようとする場合は、会長に申し出て、任意に退会することができる。

- 2 会費を2年以上納入しないときは、退会したものとみなす。

第7条 (会費)

会費は、年額3000円とする。但し、同一家族は一会員とする。

第8条 (役員)

本会に次の役員を置く。

会長1名 副会長2名 庶務2名 会計1名 幹事若干名 会計監査1名

- 2 会長は、総会において、会員からの推薦若しくは選挙によって選出される。その他の役員は会長が推薦し、総会で承認を受ける。
- 3 会長は、会務全般を統括する。副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、代行する。
庶務は庶務全般を、会計は会計全般を、幹事は会務の相談及び運営を、会計監査は年度末に会計監査を、それぞれ担当する。
- 4 会長または役員は、県連役員を兼ねることが出来る。
- 5 役員は任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

第9条 (総会)

総会は、会員をもって構成し、年に1回開催する。又、必要があるときは臨時総会を開くことができる。

- 2 総会は、三分の一以上の会員の出席(委任状を含む)をもって成立し、出席者の過半数で議決する。
- 3 総会の議長は、会長が選任し、出席者の承認を受ける。
- 4 総会は、次の事項について議決、承認する。
①事業報告 ②決算 ③会計監査報告 ④事業計画 ⑤予算 ⑥会則の変更 ⑦役員を選任または解任 ⑧解散 ⑨その他会の執行に関する重要事項

第9条 (事業年度)

本会の事業並びに会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

付則

昭和47年7月20日(本会則施行) 昭和55年、平成元年、13年、14年、19年、20年、21年、22年、23年、25年、28年、平成29年4月13日(改正)